

平成 30-33 年（2021 年）分民間給与実態統計調査の業務委託に係る
民間競争入札の契約者の決定及び契約の締結について

国税庁は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、「平成 30-33 年（2021 年）分民間給与実態統計調査の業務委託」（以下「本業務」という。）に係る民間競争入札を実施し、下記のとおり契約を締結しました。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都江東区東雲一丁目 7 番 12 号
株式会社ジェイ エスキューブ
代表取締役社長 内田 聡

2 契約価格（税込）

166,819,724 円

（注）実施期間：平成 30 年 9 月 21 日から平成 34 年（2022 年）6 月 30 日まで

3 契約者決定の経緯及び理由

入札参加者（2 者）から提出された企画書等について、民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、外部有識者を交え必須項目審査及び加点項目審査を実施したところ、評価基準を満たしていた。

平成 30 年 8 月 31 日に開札したところ、2 者のうち、株式会社ジェイ エスキューブは入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗じて得た入札価格の得点（「価格点」）に、入札者の提案書の各評価項目の得点の合計（「技術点」）を加えて得た数値の最も高い者であったため、本業務の実施者として決定した。

また、上記実施者については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当する事由があるとは認められなかったことから、契約者として決定し、平成 30 年 9 月 21 日に契約締結となった。

〈参考〉契約者の評価結果

技術点	入札価格（税込）
134.8 点	166,819,724 円

4 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

業務の実施に当たっては、全体管理を行う責任者を配置するとともに、各工程毎に責任者を配置し、業務上の役割分担や責任の所在の明確化を図る体制とする。

契約者が行う主な業務は、実査準備（調査票等の作成・印刷）、実査（調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付）、審査（調査票審査、疑義照会）及び調査票のデータ化（調査票データファイルの作成）である。

委託業務の実施に当たっては、迅速な対応と高いセキュリティを担保するほか、各業

務を適正かつ確実に実施し、有効回答率の向上を図る。

また、独自の進捗管理システムによるステータス管理や、督促ハガキ・督促架電の効果的な運用など様々な施策により、回収率の更なる向上に努める。

5 本業務に係る業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 請負業務の内容

イ 業務期間

平成 30 年 9 月（契約締結後）から平成 34 年（2022 年）6 月 30 日までとする。

なお、本業務の対象となる調査は以下のとおり。

- ・平成 30 年分調査（調査期日 平成 30 年 12 月 31 日現在、
調査票の提出期限 平成 31 年 2 月末）
- ・平成 31 年（2019 年）分調査
（調査期日 平成 31 年（2019 年）12 月 31 日現在、
調査票の提出期限 平成 32 年（2020 年）2 月末）
- ・平成 32 年（2020 年）分調査
（調査期日 平成 32 年（2020 年）12 月 31 日現在、
調査票の提出期限 平成 33 年（2021 年）2 月末）
- ・平成 33 年（2021 年）分調査
（調査期日 平成 33 年（2021 年）12 月 31 日現在、
調査票の提出期限 平成 34 年（2022 年）2 月末）

ロ 国税庁からの貸与物件

貸与物件は以下のとおりとし、作業終了後、遅滞なく国税庁に返却する。

なお、物件の貸与は契約締結後に適宜行う。

- ① 調査票及び調査関係書類の印刷原稿（別紙 1「調査票及び調査関係書類一覧表」参照）
- ② 調査対象者（標本事業所）名簿
- ③ 照会等対応事例集
- ④ 調査票審査要領
- ⑤ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書（以下「オンライン調査システム利用手順書」という。）
- ⑥ ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）
（注）政府統計共同利用システムにログインする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため 1 回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器である。
- ⑦ データ項目定義設計書

ハ 業務の引継ぎ

民間事業者は、国税庁から、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、十分な引継ぎを受けることとする。

また、本業務の終了に伴い、民間事業者が変更となる場合には、国税庁は「6 (3) 契約により民間事業者が講ずべき措置等」「イ 報告について」（イ）の報告等をもとに次期事業者（平成 34 年（2022 年）分調査以降の事業）へ引継ぎを行うものとする。ただし、必要に応じて国税庁が、業務終了前に民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じることとする。

二 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は、適宜、国税庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。なお、実施時期の記載は平成 30 年

分調査に係るものであり、平成 31 年（2019 年）分調査については 1 年を、平成 32 年（2020 年）分調査については 2 年を、平成 33 年（2021 年）分調査については 3 年をそれぞれ加えるものとする。

【本業務の各工程】

- ① 実査準備：調査票等の作成・印刷
- ② 実査 1：調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備
- ③ 実査 2：調査票の回収、問合せ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付
- ④ 審査：調査票審査、疑義照会
- ⑤ 調査票のデータ化：調査票データファイルの作成

（イ）実査準備：調査票等の作成・印刷（実施時期：平成 30 年 11 月から順次）

- ① 印刷物は別紙 1「調査票及び調査関係書類一覧表」のとおり。
 - ・ 紙面对象事業所とオンライン対象事業所で送付物に違いがあるので、留意する。
- （注）平成 29 年分調査における送付件数（再送付は含まない。）は、紙面对象事業所用 26,897 件、オンライン対象事業所用 1,755 件。
- ・ 紙面对象事業所用については、「平成〇年分民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」（別紙 1 番号 6、以下「調査票（義務者用）」という。）上の国税庁が指定する位置に、調査対象者（標本事業所）名簿（「5(1)口 国税庁からの貸与物件」参照）に基づく「宛名」、「住所」、「政府統計コード」、「調査対象者 ID」、「パスワード（確認コード）」（オンライン回答の際に必要となる。）、「業種」及び「組織及び資本金」を印字（※）する。

また、「平成〇年分民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」（別紙 1 番号 7、以下「調査票（給与所得者用）」という。）についても、調査票（義務者用）と同様に「調査対象者 ID」（第 6 層から第 8 層のみ）を印字する。

なお、誤印字に起因する誤発送等の無いよう細心の注意を払うこと。

※ 平成 31 年（2019 年）分以降の調査においては、第 6～8 層を対象に、「氏名」、「課（係）名」及び「電話番号」も印字すること。

そのため、平成 31 年（2019 年）分以降の調査において追加的に印字する項目については、平成 30 年分調査において、連年調査対象となる階層（第 6 層から第 8 層）を対象とし、データ化を行うこと。

- ② 調査票等の印刷部数は、国税庁が提示する標本事業所数を基数とする。

ただし、発送後、標本事業所の住所変更が判明した場合や、標本事業所での調査票の紛失等により、調査票等の再送付を行う場合があるため、その分を見込んで印刷する。なお、実査 2 の過程で調査票等の不足が発生した場合、民間事業者は、所要の部数を追加印刷する。

（注）調査票等の再送付は、調査票提出の始まる 1 月中旬より断続的に行われる。（平成 28 年分：1,907 件、平成 27 年分：1,673 件、平成 26 年分：1,692 件）
- ③ 民間事業者は、調査票等の印刷前に校正を行うこととし、国税庁の校了を得てから印刷を開始する。また、OCR 読取方式を採用する場合は、調査票（OCR 帳票）については、印刷前に OCR 読取検査を行い、その検査方法及び検査結果を国税庁へ報告する。

なお、必要となる OCR 機器及びソフトは民間事業者が用意するものとする。

④ 印刷に当たっての注意点

- ・ 国税庁の指定した仕様、紙質、色等を使用すること。
- ・ 送付用封筒は、窓あき封筒とし、印刷する実施機関名は「国税庁民間給与実態統計調査事務局」とする。（別紙 1 番号 1）
- ・ 返信用封筒の宛名は「国税庁民間給与実態統計調査事務局」とする。（同番号 2）
- ・ 「調査票の記入のしかた」については冊子とする。（同番号 4）
- ・ 民間事業者は、標本事業所に送付する調査票等を国税庁が貸与した原稿を基にレイアウトなど創意工夫し作成・印刷する。

⑤ 印刷終了後、紙面対象事業所及びオンライン対象事業所への送付物一式を、見本として各 20 部ずつ、国税庁に納品する。（「5(1)へ 納品物件」参照）

⑥ 平成 31 年（2019 年）分調査において、無作為に抽出した事業所 50 社を対象として、アンケートを送付する。アンケート用紙は、調査票等を発送する際に同封することとし、紙面対象事業所については、調査票と同一の返信用封筒を用いて回収を行い、オンライン対象事業所については、調査票とは別にアンケート用紙を回収するために返信用封筒を送付することとする。なお、アンケートの対象者の抽出は国税庁にて行う。

（ロ）実査 1：調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備（実施時期：平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月上旬）

① 調査票及び調査関係書類の封入・発送

- ・ 各層の封入用紙等の種類及び枚数は、原則的に「封入用紙等一覧表」（別紙 2）のとおりである。
- ・ 信書便にて郵送により発送する。
- ・ 調査対象者によっては、発送の直前に、発送を取り止める事態が生じることも考えられるため、発送取り止めの連絡を受けた対象者については対応すること。
- ・ 「協力依頼文」の発信者名義は各国税局長（沖縄国税事務所にあつては「沖縄国税事務所長」）であり、標本事業所の所在地毎に異なる。
なお、「協力依頼文」については、国税庁より民間事業者へ必要部数を提供する。
- ・ 標本事業所は、層、紙面対象事業所及びオンライン対象事業所の別によって封入物に違いが生じる。このため、封入作業は、封入漏れ、誤封入の無いよう細心の注意を払うこと。

② オンライン調査システムに係る実査準備

民間事業者は、調査票及び調査関係書類の発送日までに、調査対象者（標本事業所）名簿に基づき、「オンライン調査システム利用手順書」（「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照）を参照し、回答者情報の登録作業を行う。

（ハ）実査 2：調査票の回収、問合せ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付（実施時期：調査票発送後から適時）

- ① 標本事業所からの書き方等の問合せ、苦情、要望に係る対応
 - ・ 民間事業者は、全国からの問合せに対応できるよう、設備（専用フリーダイヤル回線の設置を含む）、人員等を確保する。また、業務時間外の問合せには自動音声案内によるメッセージを流す等の対応を行う。
 - ・ 標本事業所からの問合せや苦情に対応する業務を行う者（以下、「オペレータ」という。）に対し、国税庁が貸与する「照会等対応事例集」（「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照）及び「オンライン調査システム利用手順書」を参考に問合せ苦情対応等マニュアルを作成し、接遇も含め、事前に本業務の内容を十分に理解させるための研修を行う。なお、作成したマニュアルは、研修前に国税庁の承認を得ること。
また、民間事業者は、オペレータに対し、定期的に業務理解度を確認する等し、適切な照会対応を維持できる体制を整えること。
 - ・ 問合せ等に対する回答の実績を確実に記録し、日ごとに取りまとめ、週1回報告すること。（「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」イ（イ）「①問合せ・苦情等対応状況（日ごとにとりまとめ週1回）（別紙3）」参照）
- ② 調査票の件数管理
 - ・ 調査票の提出状況を「調査票回収・督促状況」によって管理する。調査票の提出状況については、日ごとに取りまとめ、週1回報告すること。（「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」イ（イ）「②調査票回収・督促状況（日ごとにとりまとめ週1回）（別紙4）」参照）
 - ・ 提出状況を日々入力することにより確実に各国税局（所）ごとの件数の管理を行う。各標本事業所の提出の既未済について、的確に管理する。
- ③ 未提出標本事業所への督促
 - ・ 調査票の早期提出を促す観点から、調査票の提出期限前に、標本事業所に対し提出期限の周知を実施する。提出期限の周知の方法、時期及び対象については、その実施前に国税庁の了解を得ること。
 - ・ 提出期限を過ぎても提出のない標本事業所については、督促はがき（別紙1番号11）、電話督促などを実施し回収率を上げること。
 - ・ 電話督促業務を行う者に対しては、「照会等対応事例集」（「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照）を参考にマニュアルを作成し、事前に本業務の内容を十分に理解させること。なお、作成したマニュアルは、電話督促業務の実施前に国税庁の承認を得ること。
 - ・ 事前に提出が遅れる旨の連絡があった標本事業所については、確実に督促対象から外すことに留意する。
 - ・ 結果精度を維持する観点から、国税庁が、督促の必要な層・国税局分を指定することがある。

（二）審査：調査票審査、疑義照会（実施時期：調査票発送後から順次）

- ① 調査票内容の審査

民間事業者は、提出された調査票の記入内容について、国税庁が提供する「調査票審査要領」（「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照）を参考に調査票審査マニュアルを作成し、審査を行う。なお、民間事業者が作成した調査票審査マニュアルは、本工程の実施前に国税庁の承認を得ること。
- ② 調査票の回答内容に不備のある標本事業所への内容確認、補正

- ・ 上記①の結果、調査票の回答内容に不備のある標本事業所については、調査票上の連絡先へ電話により照会し、調査票の補正を行う。疑義照会を行い、調査票の回答内容を補正した場合には、標本事業所ごとに作成する「疑義照会、データ補正記録票」に記録する。「疑義照会、データ補正記録票」の様式については、民間事業者が作成し、調査票審査、疑義照会工程の開始前までに国税庁の了解を得ること。
- ・ 疑義照会の状況については、日ごとに取りまとめ、週1回報告すること。（「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」イ（イ）「③疑義照会状況（日ごとにとりまとめ週1回）（別紙5）」参照）

（ホ）調査票のデータ化：調査票データファイルの作成（平成31年（2019年）5月末まで）

- ① 審査を了した調査票については、順次データ化業務を開始し、調査票データファイル（電磁的記録媒体（FD・MO・CD・DVD）及びオンライン調査システムによる回答分を含む。）を納品する。
- ② データ化業務を実施する際に必要となるOCR機器及びソフト、パソコン等の設備は民間事業者において準備する。
- ③ 民間事業者は、データ化業務において、審査を了した調査票が確実にデータ化されていることを確認する工程を設けること。
- ④ 書面調査票のデータ化にあたっては、OCR項目ではない「氏名」、「課（係）名」及び「電話番号」も入力することとする。
なお、上記3項目は、毎年調査の対象となる階層（第6層から第8層）のみをデータ化するものとする。
（注）平成29年分の第6層から第8層に該当する調査対象者数は、8,060件である。
- ⑤ 書面調査票のデータ化にあたっては、(OCR等で読み込んだ編集可能な)回答情報のデータと（調査票自体の）画像データを併せて作成する。

ホ 調査票等の残余等の引き渡し（平成31年（2019年）6月末まで）

民間事業者は本調査のために作成した調査票等の残余及び仕損分の一切について、国税庁に報告する。調査票等の残余等は、国税庁が指示する場所へ移送する。

へ 納品物件

- ① 下記物件は、印刷終了後、速やかに納品する。
 - ・ 紙面対象事業所用送付書類一式・・・20部
 - ・ オンライン対象事業所用送付書類一式・・・20部
（送付書類については、別紙2参照）
- ② 下記物件は、各年5月31日までに納品する。
 - ・ 調査票データファイル
 - ・ 調査票画像データ
- ③ 下記物件は、各年6月30日までに納品する。
 - ・ 回収した調査票（電磁的記録媒体を含む）
 - ・ 疑義照会、データ補正記録票
 - ・ 調査票等の残余等

(2) 情報セキュリティ管理

イ 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティ確保実施要領（業務従事者向けセキュ

リティマニュアルを含む。)を作成して的確な調査情報の運用管理を行う。なお、セキュリティ確保実施要領は、国税庁に企画書提出時に併せて提出する。

セキュリティ確保実施要領には、以下の①から⑤を含むものとする。

- ① 調査票及び調査対象者（標本事業所）名簿は、破損及び紛失等を防止するため施錠可能な場所に保管し、保管責任者を明確にする。
- ② 第三者に対し、調査票及び調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。
ただし、あらかじめ書面により当庁の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 作業過程で作成し、作業終了後に不要となった帳簿、媒体類は粉碎、溶解、データ消去等適切な処置を行い、廃棄する。
- ④ 使用する電子機器の情報漏えい防止策を明記する。特にオンライン調査システムに使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策、本業務の実施に当たり電子メールを使用する場合のセキュリティ対策については必ず記入すること。
- ⑤ 調査における守秘義務等に関する業務従事者への研修概要を明記する。

ロ 情報セキュリティに関する問題又は事故が発生した場合は、速やかに国税庁に報告し、今後の対応方針について協議を行う。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

民間給与実態統計調査を実施するに当たり、①標本事業所の照会・質問に対する迅速な対応、②回収した調査票の適切な審査による有効回答率の維持、③正確なデータ化が求められる。調査結果の質を確保するため、民間事業者は下記の対応を行う。

イ 本業務の実施に当たり、「5(1)請負業務の内容」「二 業務内容」の各工程毎に民間事業者が策定し、あらかじめ国税庁の了解を得た作業方針、作業フロー、作業体制及びスケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

ロ 「5(1)請負業務の内容」「二 業務内容」(ハ) ①の問合せ苦情対応においては、調査票の記入等に関する照会等があった場合に、国税庁が貸与する「照会等対応事例集」(「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照)に沿って対応すること。

ハ 一連の業務（督促業務等）を通じ、各年分の調査とも下記の層別有効回答率を上回らなければならない。ここで、有効回答率とは、有効回答（＝「調査票審査要領」(「5(1)ロ 国税庁からの貸与物件」参照)の基準を満たした調査票)数を標本事業所数で除した値をいう。

・ 層別有効回答率（平成 26 年分～平成 28 年分調査における平均値）

(単位：%)

第 1 層	第 2 層	第 3 層	第 4 層	第 5 層	第 6 層	第 7 層	第 8 層
62.3	76.5	80.1	81.8	85.3	84.3	84.3	83.9

(4) 業務委託に関する留意事項

イ 民間事業者は、本業務を実施するために「国税庁民間給与実態統計調査事務局」という名称を用いて、業務を実施すること。

ロ 民間事業者は、業務の適切な実施を確保するために、国税庁との連絡・調整を行う担当者を置く。担当者は、平日の業務時間（9：00～18：00）内において、速やかに国税庁と連絡・調整が取れる状態を保つこと。なお、事故等の緊急時に備えて、上記時間帯以外でも連絡が取れる体制を整備すること。

ハ 民間事業者は、「5(1)請負業務の内容」の各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を併せて国税庁に報告すること。

ニ 民間事業者は、上記作業責任者等を当業務に専任させる等し、本業務を適切に遂行するのに十分な体制を整備すること。また、毎年度、実査準備の工程の開始までに、本業務のマスタースケジュール及び各工程の作業方針、作業フロー、作業体制、

スケジュールについて策定し、国税庁の了解を得ること。

ホ 民間事業者は、本業務に従事する者に対し、年末調整や確定申告の仕組み、給与の源泉徴収事務、統計調査における基本的事項、守秘義務及び民間給与実態統計調査の内容について十分に理解できるよう研修を事前に行うこと。なお、研修計画及び内容については、事前に国税庁の了解を得ること。

ヘ 有効回答率の早期達成のために、調査票の必須項目の不備を事前に解消できるオンラインや電子データでの提出を民間事業者の創意工夫により推進すること。

ト 国税庁は、民間事業者と定期連絡会（月に1回程度）を開催し、本調査の実施業務に関する諸事項について打合せを行う。なお、定期連絡会の開催にかかわらず、必要に応じて、打合せを随時行う。

チ 本業務の実施に当たり、各工程において国税庁から立会いの要請があった場合、民間事業者はこれを認めること。

リ 本業務の実施に当たり、民間事業者に事故や問題等が発生した場合、民間事業者は、速やかに国税庁に報告し、国税庁の指示に従うこと。

ヌ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、調査票等の調査関係書類を厳重に管理する環境、電話、FAX等必要な設備及び本業務を適切に遂行するのに十分な場所を用意すること。

(5) 業務の改善等

イ 業務の改善等の作成

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策を作成し、国税庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、実施に当たり、国税庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ・ 国税庁が、「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」「イ 報告について」(イ)に示す報告、回収率の状況又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないおそれがあり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合
- ・ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

ロ 業務の改善提案

民間事業者は、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応事例集や国税庁への報告書類等）を国税庁に対して行うことができる。なお、その際、民間事業者は、国税庁に対して必要な助言を求めることができる。

6 契約について

(1) 民間給与実態統計調査の契約期間

契約期間は、平成30年9月21日から平成34年（2022年）6月30日までとする。

(2) 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

調査客体からのオンライン調査システムに関する照会対応等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償とする。

(3) 契約により民間事業者が講ずべき措置等

イ 報告について

(イ) 民間事業者は、次の①から⑤について、国税庁に報告するとともに、必要に

応じて、下記以外の事項についても求められた場合は報告すること。

また、下記については、下記の時期以外にも求めることがある。

なお、国税庁は、民間事業者からの報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設ける。

- ① 問合せ・苦情等対応状況（日ごとに取りまとめ週1回）（別紙3）
- ② 調査票回収・督促状況（日ごとに取りまとめ週1回）（別紙4）
- ③ 疑義照会状況（日ごとに取りまとめ週1回）（別紙5）
- ④ 勤務体制表（四半期に1回）
 - ・ 四半期毎の業務担当者の配置実績及び勤務体制表（予定）
 - ・ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
 - ・ 勤務体制については、各工程の作業責任者の氏名、所属、連絡先を報告
 - ・ 問合せ苦情対応、督促及び調査票審査に係る業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- ⑤ 事業報告書
 - 平成30年分調査（平成31年（2019年）6月末日）
 - 平成31年（2019年）分調査（平成32年（2020年）6月末日）
 - 平成32年（2020年）分調査（平成33年（2021年）6月末日）
 - 平成33年（2021年）分調査（平成34年（2022年）6月末日）

ロ 調査について

国税庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、6(3)イ(イ)の報告や次の(イ)及び(ロ)によるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

(イ) 民間事業者への電話（適宜）

国税庁から民間事業者の業務担当者へ電話による質問を行い、その対応により適切に実施されているかを詳細に調べる。

(ロ) 標本事業所への電話（適宜）

- ① 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収した調査票を適宜選択し、国税庁から標本事業所に電話をし、不正行為の有無の確認をとる。
- ② また、督促等において、調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調べる。

ハ 指示について

国税庁は、前記「ロ 調査について」の結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。なお、上記にかかわらず、国税庁は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

二 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国税庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者

が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。
なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

ホ 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(イ) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国税庁の承認を受けなければならない。

(ロ) 公正な取扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たって、標本事業所を具体的な理由なく区別してはならない。
- ② 民間事業者は、標本事業所の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(ハ) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(ニ) 宣伝行為の禁止

- ① 民間事業者及び本業務に従事する者は、「国税庁長官官房企画課」、「国税局総務部企画課」、「国税事務所総務課」、「民間給与実態統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自らが行う他の事業が民間給与実態統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

(ホ) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において標本事業所と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(ヘ) 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

(ト) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(チ) 権利義務の帰属

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

(リ) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国税庁の承諾を受けなければならない。

(ヌ) 再委託

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方

法)について記載し、国税庁の承認を受けなければならない。

- ③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、あらかじめ書面により国税庁担当者と協議し、国税庁の承認を受けなければならない。
- ④ 業務の一部について再委託の承認を求める場合は、次のA及びBを記載した業務委託承認申請書を提出するとともに、C及びDを記載した文書を併せて提出すること。
 - A 再委託先名称(商号)、代表者氏名、担当者及び連絡先等
 - B 再委託を行う業務内容及び委託金額
 - C 民間事業者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを民間事業者との間に定めている内容
 - D 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法
- ⑤ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が国税庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「ニ 秘密の保持」及び「ホ 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。
- ⑥ 上記②から⑤に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- ⑦ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。
- ⑧ 再委託先の追加・変更等を行う必要が生じた場合は、上記④に準じてあらかじめ文書により提出し、当庁の承認を受けること。

(ル) 請負内容の変更

国税庁及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

(ヲ) 契約の解除等

国税庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により、国税庁が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の30に相当する金額を国税庁に納付しなければならない。

(ワ) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国税庁とが協議する。

(4) 契約により民間事業者が負うべき責任

- イ 本契約を履行するに当たり、民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- (イ) 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。
- (ロ) 国税庁が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国税庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国税庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、国税庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (ハ) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国税庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国税庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

ロ 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国税庁に損害を与えたときは、民間事業者は、国税庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

ハ 民間事業者は、民間事業者の責めに帰すべき事由により、5(1)「ヘ 納品物件」に定める納品期日を遅延したときは、遅延賠償金として遅延日数に応じ契約金額に対し年 2.7%の遅延損害金を納付するものとする。

(5) 契約金額の支払いについて

- ・ 民間事業者は「5(1)請負業務の内容」「二 業務内容」に示す各々の業務が終了した都度、国税庁に対し、「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」「イ 報告について」(イ)に示す民間事業者からの報告や業務の完了を確認できる書類等を提出し、国税庁は提出された書類に基づき、適正な実施がなされたことを確認し、各会計年度の業務終了後、業務に応じた金額を支払う。国税庁の確認の結果、適正な業務がなされていない場合には、国税庁は民間事業者に対して業務のやり直しを指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。
- ・ 契約金額の支払いに当たっては、民間事業者は当該会計年度分の業務の完了後、国税庁へ当該会計年度分の契約金額の支払いを請求するものとする。
民間事業者からの請求があった場合、国税庁は、実施要項又は契約書に基づく所定の検査が完了した後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(6) 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

イ 実施状況に関する調査の時期

国税庁は、総務大臣が評価（平成 33 年（2021 年）11 月から 12 月を予定）を行うに当たり必

要な情報を収集するため、平成 30 年分調査から平成 32 年（2020 年）分調査までの各業務期間終了時点における実施状況を調査するものとする。

ロ 調査の実施方法

国税庁は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、「6(3)イ(イ)」の報告を基に、次の「ハ 調査項目」の内容について、民間事業者の実施状況を調査する。回収率等を平成 26 年分～平成 28 年分の平均値等と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

ハ 調査項目

(イ) 調査票の有効回答率及び督促状況

(ロ) 実施経費（実際に本業務に要した経費）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

二 意見聴取

国税庁は必要に応じ、民間事業者及び標本事業所から直接意見の聴取等を行うことができる。

ホ 実施状況等の提出

国税庁は、本事業の実施状況等について、報告様式に従い平成 33 年（2021 年）11 月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

なお、国税庁は、本業務の実施状況等を総務大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聞くものとする。

また、必要に応じて財務省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

(7) その他実施に関し必要な事項

イ 会計検査

民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

ロ 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第 41 条各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

ハ 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

二 次の（イ）及び（ロ）のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

（イ） 「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」イ（イ）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」ロによる調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（ロ） 正当な理由なく、「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」ハによる指示に違反した者

ホ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記二の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記二の刑を科されることとなる。

ヘ 実施状況の官民競争入札等監理委員会への報告

国税庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及

び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。また、第 45 条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

ト 国税庁の監督体制

- (イ) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (ロ) 本業務の実施状況に係る監督は、「6(3)契約により民間事業者が講ずべき措置等」ロにより行うこととする。

調査票及び調査関係書類一覧表

番号	名称	規格	予定数量(30年分)		前回調査(28年分) 送付実績 (再発送含む)
			紙面対象 事業所	オンライン対象 事業所(注1)	
1	発送用封筒(注2)	角2	32,000	部	31,607 部
2	返信用封筒	角2	30,500 部		31,747 部
3	平成○年分民間給与実態統計調査への協力依頼について (各国税局(所)分)	A4ペラ	(注3)		(注3)
4	調査票の記入のしかた	A4 16P	30,500 部		31,596 部
5	民間給与実態統計調査票(給与所得者用)の記入対象者の 決め方	A4ペラ	29,000 枚		30,067 枚
6	平成○年分民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)(注4)	A4ペラ OCR 11.6×8.3インチ	31,000 枚		32,484 枚
7	〃(給与所得者用)(注5)	A3ペラ OCR 11.6×16.6インチ	103,000 枚		130,626 枚
8	インターネットによる回答のご案内(リーフレット)(注6)	A4 6ページZ折り等 カラー4色刷り	32,000	枚	31,512 部
9	ログイン情報通知書	A4ペラ		(注7) 2,000 枚	
10	期限周知はがき		(注8) 27,500	部	27,189 部
11	督促はがき(注9)		(注8) 15,000	部	11,137 部

(注) 1. 第6～8層のうち、前年分調査でオンラインを用いた調査票の提出を行った事業所をいう。(29年分調査では、1,755事業所が対象。)

オンライン対象への送付物は、項番1・3・8・9とする。

2. 調査票の再送付件数1,907件を含んでいる。

紙面対象事業所、オンライン対象事業所で同一のものを使用。

なお、平成30年分調査では標本数として約29,000事業所を見込んでいる。

3. 国税庁から民間事業者へ印刷済みのものを提供する。

4. 当該調査票には、国税庁が指定する位置へ、調査対象者(標本事業所)名簿に基づく「宛名」、「住所」、「政府統計コード」、「調査対象者ID」、「パスワード(確認コード)」、「業種」及び「組織及び資本金」を印字する。

なお、平成31年(2019年)分以降の調査においては、連年調査対象となる階層(第6層から第8層)を対象に、「氏名」、「課(係)名」及び「電話番号」を印字する。

5. 層によって封入する枚数が異なる。(別紙6参照)

また、連年調査対象となる階層(第6層から第8層)を対象に、「調査対象者ID」を印字する。

6. 平成29年分調査までは、A4ペラ(両面)、2色刷りである。

平成30年分調査からは、A4・3枚分(6ページ)のカラー4色刷り、Z折り又は巻き三つ折りとする。

7. 前年分のオンライン回答数により、予定枚数が増減する場合がある。

8. 予定数量は目安であり、民間事業者の判断で、架電など別の方法によっても差し支えない。

9. セキュリティシール等を利用した圧着ハガキとしている。

※仕様の詳細については、主管課(企画課調査統計係)に確認すること。

封入用紙等一覧表

(「発送用封筒」(別紙5番号1)に封入)

番号	用紙等の種類	紙面対象事業所	オンライン対象事業所
1	発送用封筒	○ 各1部	○ 各1部
2	返信用封筒	○ 各1部	(○) (注1) (各1部)
3	平成○年分民間給与実態統計調査への協力依頼について (各国税局(所)分) (注2)	○ 各1部	○ 各1部
4	調査票の記入のしかた	○ 各1部	× —
5	民間給与実態統計調査票(給与所得者用)の記入対象者の 決め方(各層共通)	○ 各1部	× —
6	平成○年分民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)	○ 各1部	× —
7	平成○年分民間給与実態統計調査票 (給与所得者用)	○ (注3)	× —
8	インターネットによる回答のご案内(リーフレット)	○ 各1部	○ 各1部
9	ログイン情報通知書	× —	○ 各1部

- (注) 1 オンライン対象事業所には、通常返信用封筒を送付しないが、アンケート対象となったオンライン対象事業所については、別途返信用封筒を送付する。(平成29年分 オンライン対象事業所 10件)
- 2 国税庁から民間事業者へ印刷済みのものを提供する。
- 3 各層ごとに記入対象者数が異なるため、調査票(給与所得者用)については、層ごとの送付枚数に違いを設けている。各層の送付枚数は、次のとおりである。

用紙等の種類	1層	2層	3層	4層	5層	6層	7層	8層
平成○年分民間給与実態統計調査票 (給与所得者用)	3枚	3枚	4枚	4枚	4枚	6枚 (※)	6枚 (※)	6枚 (※)

(※)第6層から第8層には、一部の事業者については、送付枚数に例外がある。

(詳細については主管課(企画課調査統計係)に確認すること。)

- 4 平成31年(2019年)分調査のみアンケートを実施する予定であり、以下の点に留意する。
- ・アンケートは、国税庁から民間事業者へ印刷済みのものを提供する。
 - ・オンライン対象事業所も含め、調査開始時の発送物と同一の封筒にて送付する。
 - ・オンライン対象事業所には、通常は返信用封筒を送付していないが、アンケート対象となったオンライン対象事業所には、別途返信用封筒を送付する。(平成29年分調査 10件)

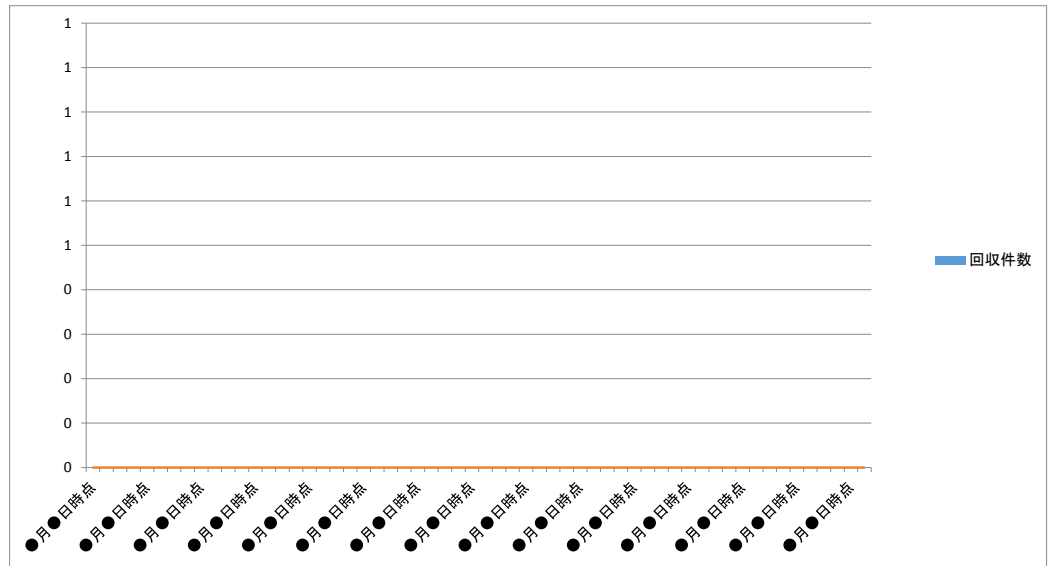
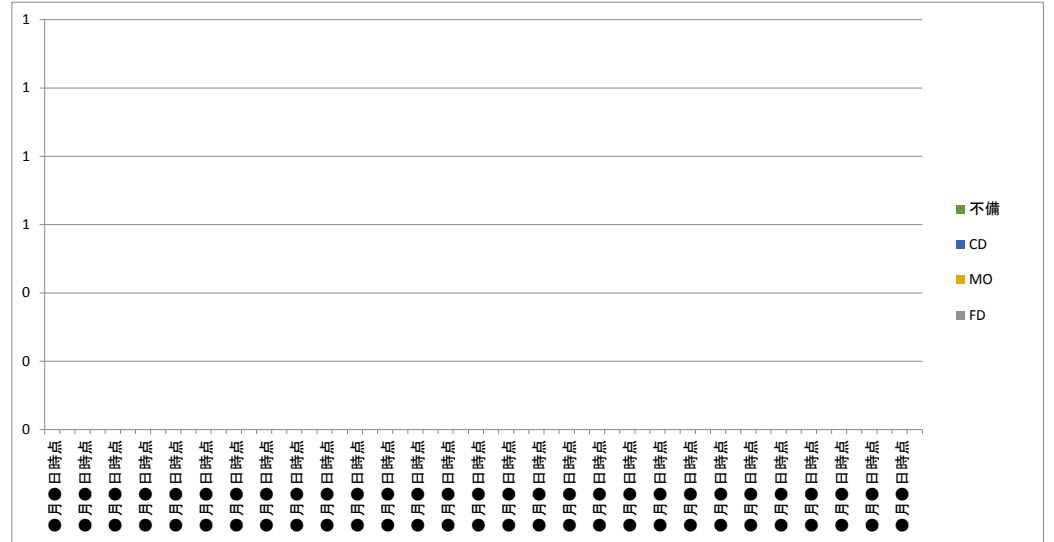
■お問合せデータ

[illegible]

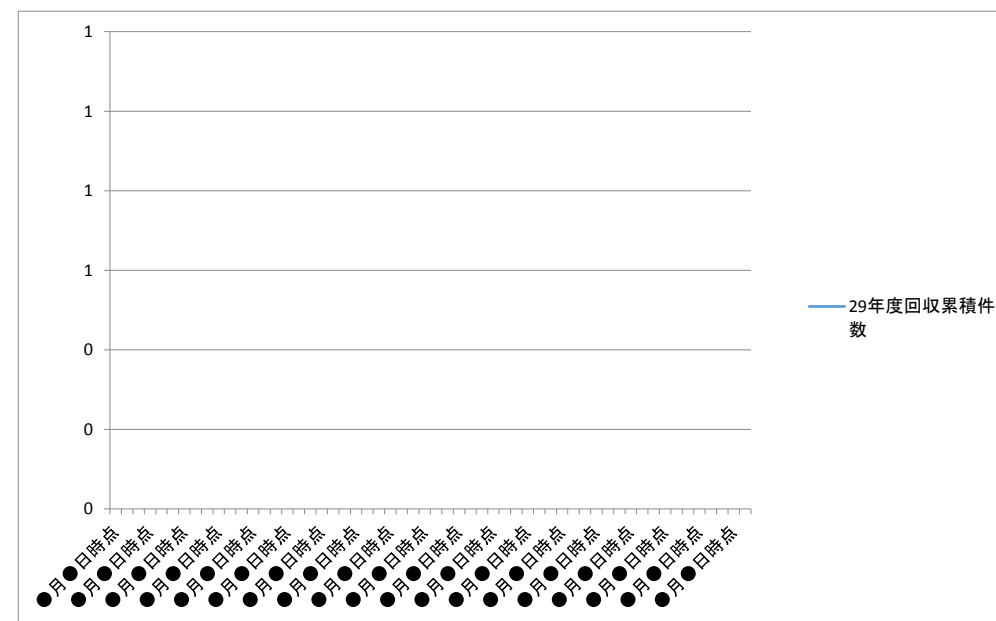
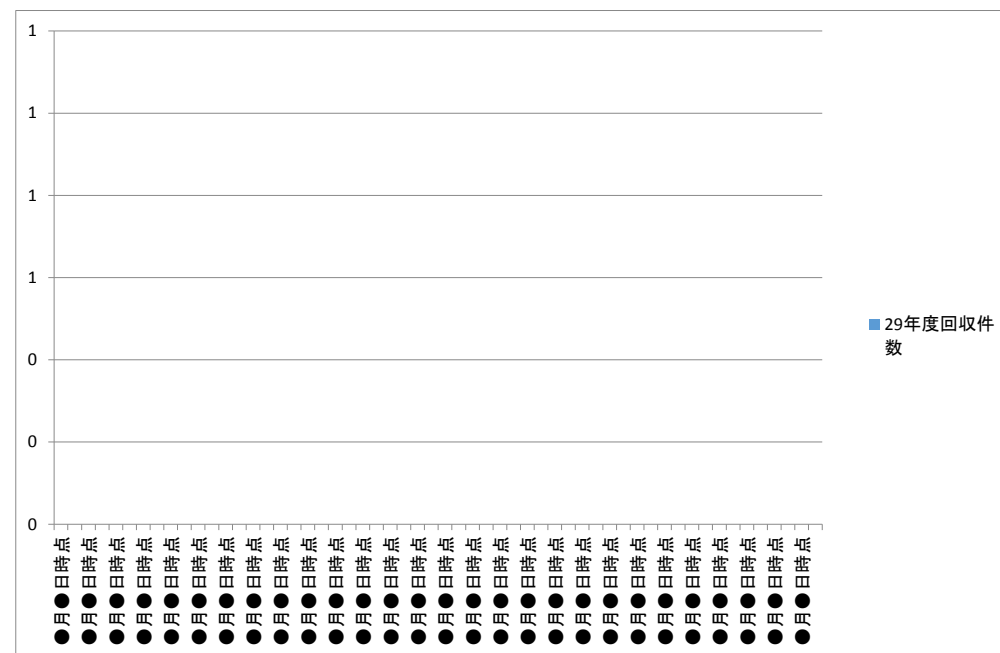
■ 回收状況表

[illegible]

■提出方法別回収件数

[illegible]

■年度別回収件数対比表

[illegible]

■ 処理進捗表(提出方法別に作成)

別紙5

[illegible]

■疑義照会件数

		A4										A3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
日付時点の状況	企業の主な業務	回答いただいた給与所得者用調査票の人員	層	組織及び資本金	給与所得者数（イ）3月末現在の人員	給与所得者数（ロ）6月末現在の人員	給与所得者数（ハ）9月末現在の人員	給与所得者数（ニ）12月末現在の人員	年間給与支給総額	給与支給総額に対する年間源泉徴収税額	性別	満年齢	勤続年数	給与支払月数	職務区分	年末調整の有無	控除対象配偶者の有無	扶養家族親族数（イ）一般の控除対象扶養家族①	扶養家族親族数（ロ）特定扶養家族②	扶養家族親族数（a）同居老親等③	扶養家族親族数（b）一般④	扶養家族親族数計（①＋②＋③＋④）	扶養家族親族数（a）障害者	扶養家族親族数（b）障害者特別同居	扶養家族親族数（b）障害者特別非同居	本人控除（イ）障害者・特別障害者控除	本人控除（ロ）寡婦・寡夫控除	本人控除（ハ）勤労学生控除	給与の金額（イ）給与・手当等	給与の金額（ロ）賞与等	給与の金額（ハ）計（イ）＋（ロ）	諸控除（イ）社会保険料控除	諸控除（ロ）小規模企業共済等掛金控除額	諸控除（ハ）一般生命保険料控除額	諸控除（ニ）介護医療保険料控除額	諸控除（ホ）個人年金保険料控除額	諸控除（ヘ）地震保険料控除額	諸控除（ト）配偶者特別控除額	諸控除（チ）住宅借入金等特別控除額	年税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●月●日時点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

※日付時点で何件疑義照会を行ったかを管理する。